

愛知地方最低賃金審議会
第2回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年9月22日(水) 午後3時00分～午後4時20分

2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用中会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 2名(欠席1名)
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 令和3年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労働者側委員から「引上げをするために以下の3点を述べたい。1つは、働きに見合った水準の確保が必要であり、賃金面・仕事面で残業に依存しない雇用環境の整備は労使にとり社会的責任であること。2つ目は愛知県内の大企業及び他県への人の流出はものづくりにとり致命的であり、これを防ぐために最低賃金の底上げが必要であること。3つ目は労働組合の有無に関係なく、同一労働・同一賃金を進める上で、正規労働者の労働条件を引下げることなく、非正規労働者の処遇を引上げることが全体の底上げになること。昨年の春闘と今年の春闘の引上げ率を金額換算したものを根拠として、32円の引上げを引き続き要求したい。」との主張がなされた。
- (2) 使用者側委員から「コロナ禍の中で、中小だけでなくどの企業も厳しい状況である。また、先行き不透明な中この時期に最低賃金を引上げるのは非常に厳しい。近年の最賃の引上げペースは非常に速く、引上げるにもそれなりの理由が必要で慎重な検討が必要である。現時点では17円の引上げで検討願いたい。」との主張がなされた。
- (3) 部会長から、第1回目と同様、労使主張に15円の隔たりがあり、次回へ継続審議となった。

6 配付資料（事務局提出資料）

1. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金引き上げに伴う影響

（令和3年最低賃金に関する実態調査結果より作成）

愛知地方最低賃金審議会
第2回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会

日時 令和3年9月22日(水) 午後3時から
場所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和3年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

- (2) その他

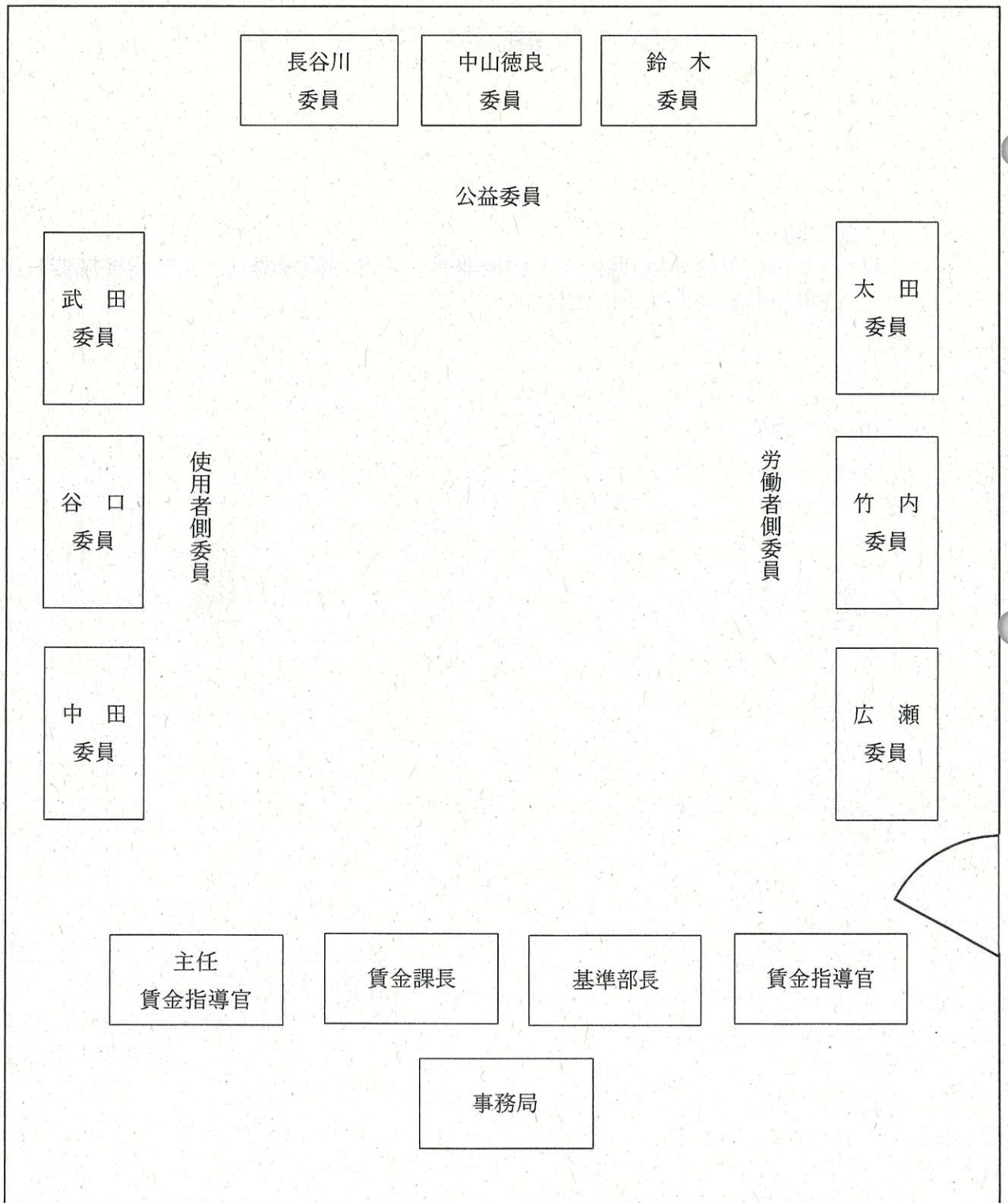
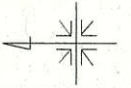
3 閉 会

次回 第3回

9月29日(水) 午後3:00から
3階共用大会議室

愛知地方最低賃金審議会
第2回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会 配席図

日 時：令和3年 9月22日（水）午後3:00から
場 所：名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室



資 料 目 次

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響
(令和3年最低賃金に関する実態調査結果より作成)

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
引き上げに伴う影響

時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	影響率(%)	影響労働者数	対地賃比(%) (955円)
948	—	—	(未満率 4.2) 4.2	2,059	99.27
949	1	0.11	4.2	2,059	99.37
950	2	0.21	5.0	2,451	99.48
951	3	0.32	5.0	2,451	99.58
952	4	0.42	5.0	2,451	99.69
953	5	0.53	5.0	2,451	99.79
954	6	0.63	5.0	2,451	99.90
955	7	0.74	5.0	2,451	100.00
956	8	0.84	5.0	2,485	100.10
957	9	0.95	5.4	2,640	100.21
958	10	1.05	5.4	2,640	100.31
959	11	1.16	5.4	2,640	100.42
960	12	1.27	5.5	2,719	100.52
961	13	1.37	5.6	2,753	100.63
962	14	1.48	5.6	2,753	100.73
963	15	1.58	5.6	2,773	100.84
964	16	1.69	5.7	2,824	100.94
965	17	1.79	5.8	2,841	101.05
966	18	1.90	5.9	2,885	101.15
967	19	2.00	5.9	2,885	101.26
968	20	2.11	5.9	2,885	101.36
969	21	2.22	5.9	2,885	101.47
970	22	2.32	6.1	2,989	101.57
971	23	2.43	6.1	3,018	101.68
972	24	2.53	6.1	3,018	101.78
973	25	2.64	6.2	3,057	101.88
974	26	2.74	6.2	3,057	101.99
975	27	2.85	6.3	3,079	102.09
976	28	2.95	6.3	3,113	102.20
977	29	3.06	6.4	3,147	102.30
978	30	3.16	6.4	3,147	102.41
979	31	3.27	6.6	3,229	102.51
980	32	3.38	6.6	3,229	102.62

使側

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。